

## 酒田港の地域的情報（参考）

### 1. 酒田港付近の気象・海象の特性

- ・低気圧が発達して太平洋に抜けるとき、風向が急激に西から北西に変わり、大しけとなることがあります。
- ・特に冬季は、西から北西の風が強く吹くとき、波高が7～8mに達することがあり、入出港が困難となります。

### 2. 酒田港における港則法に基づく港長勧告発出基準

#### (1) 発達した低気圧等

区分	条件	勧告時期
警戒勧告(第一体制)	山形地方気象台から「暴風(又は暴風雪)」に関する山形県気象情報が発表され、庄内に『暴風(又は暴風雪)警報』の発表を見込む場合	条件となる注意報・警報の発表時
避難勧告(第二体制)	山形地方気象台から「暴風(又は暴風雪)」に関する山形県気象情報が発表され、庄内に「概ね24時間以内」に『最大風速海上25m以上』を見込む場合	

※船舶の対応は、別表のとおり。

#### (2) 台風

区分	条件	勧告時期
警戒勧告(第一体制)	気象庁が発表する台風情報において、山形県沿岸が「24時間以内」に『強風域(平均風速15m/s以上)』に入ると予想された場合	条件となる注意報・警報の発表時
避難勧告(第二体制)	気象庁が発表する台風情報において、山形県沿岸が「12時間以内」に『暴風警戒域(平均風速25m/s以上)』に入ると予想された場合	

※船舶の対応は、別表のとおり。

### 3. 荒天時における錨泊の自粛等

- ・走錨事故防止の見地から、港内(北港泊地)での錨泊自粛をお願いします。
- また、検疫錨地付近においても、風や波に対する遮蔽物がなく過去に走錨事故が発生していることから、錨泊の自粛をお願いします。
- ・このため、十分余裕のある時期に港長勧告を発出して、佐渡島周辺海域等への避難を指導しています。

#### <緊急連絡先>

酒田港長

酒田海上保安部交通課 ☎ 0234-24-0055

海の緊急通報 ☎ 118

酒田港港湾管理者

(山形県港湾事務所) ☎ 0234-26-5635



各海域(港)最寄りの海上保安庁の事務所や地方運輸局で配布している走錨事故防止ガイドラインとともに、船橋に備え置いてください。

## 台風・低気圧等に対する船舶対応表

段階の種類	船 舶 の 対 応							
	港 内 着 岸 船			錨 泊 船		航 行 船		
	大型船	中型船	小型船	大型船	中型船	大型船	中型船	小型船
警戒勧告 (第一体制)	◇荷役・作業中止 又は早期完了 ◇港外退避準備	◇荷役・作業中止 又は早期完了 ◇係留強化準備 又は港外退避 準備	◇係留強化準備又は 陸揚げ固縛準備	◇機関使用 ◇港外避難準備	◇機関使用 ◇港外避難準備 又は着岸のうえ 係留強化準備	◇入港見合せ港外 避難準備	◇着岸のうえ係留 強化準備又は 入港見合せ 港外避難準備	◇着岸のうえ 係留強化準備、 陸揚げ固縛 準備
避難勧告 (第二体制)	◇港外退避	◇係留強化又は 港外退避	◇係留強化又は 陸揚げ固縛	◇港外退避	◇港外退避又は 係留強化	◇港外退避	◇係留強化又は 港外退避	◇係留強化又は 陸揚げ固縛

※ 危険物積載船舶、旅客船、大型船等において、運航基準等に定める措置基準等が本表より安全値に設定されている場合は、その運航基準等を優先する。

□警戒勧告（第一体制）： 港内又は港の境界付近にある船舶に対し、『避難勧告（第二体制）』（以下「避難勧告」という。）の準備作業となる荒天準備等、自主的な安全措置を促す場合に行なう措置をいう。

表中の措置は、『避難勧告』の発出に備え、最低限の措置として速やかに行なわなければならない。

ただし、船長が危険防止のために必要であると判断した場合は、『避難勧告』の発出がなくても自主的・積極的に避難勧告の措置を行なうことができる。

□避難勧告（第二体制）： 『警戒勧告（第一体制）』が発出されている状況下において、港内又は港の境界付近にある船舶に対し、港外退避、係留強化等、自主的な安全措置を促す場合に行なう措置をいう。

ただし、事態の推移によって、直接『避難勧告』が発出される場合がある。

□大型船： 総トン数1万トン以上の船舶（山形県船舶安全対策協議会により合意を得た基準）をいう。

□中型船： 総トン数1万トン未満の小型船を除く船舶をいう。

□小型船： 総トン数20トン未満の船舶の船舶をいう。

□港外退避： 台風等の影響を受けない港外、沖合い、避白地等に避難する。

□機関使用： 錨泊した状態で機関を起動し、必要に応じて使用することにより風浪に対応する。